

特別特定無線設備の 範囲拡大について

一般社団法人 電子情報技術産業協会 (JEITA)
情報・産業社会システム部会
社会システム事業委員会
特定小電力無線システム専門委員会

経緯 (1)

1 規制・制度改革に関する分科会(内閣府主催)での提案

- 平成24年1月の上記分科会にて、特定小電力システム専門委員会として、「特別特定無線設備の範囲拡大について」を提案。
- **商品の迅速な市場投入および、よりコスト負担の少ない機器開発などのメリットと、市場における不適合機器の監視等の課題を提示**した上で、特別特定無線設備の範囲を小電力無線機器まで拡大すること等に関して、小電力無線機器への技術適合基準 自己確認制度導入検討における参考意見として提案。

2 規制・制度改革に関する分科会、第1ワーキンググループでの「規制・制度改革事項」

- 規制・制度改革事項として「無線設備の技術基準適合自己確認制度の適用対象拡大」について総務省の下、検討することが決められた。
- 対象機器として、特定無線設備のうち、無線LAN(2.4GHz帯、5GHz帯等)、トランシーバー及びワイヤレスマイク等が挙げられており、事業者団体と協議を行い、平成24年度上期検討を行い、結論づけることとなった。

3 情報通信認証連絡会(ICGJ)との連携

- ICGJの主幹機関としてCIAJよりJEITAに対して「無線設備の技術基準適合自己確認制度の適用対象拡大」の打診があった。
- JEITA 参加各社へ「技術基準適合自己確認制度 適応対象拡大に関するアンケート」を実施(平成24年6月)。アンケート結果を、JEITA インダストリ・システム部産業公共システムグループ名でCIAJに提出。



経緯 (2)

- 4 平成24年7月10日 内閣府 規制・制度改革に係る方針 閣議決定
 - ・ 技術基準適合自己確認制度対象拡大の方針が決まる

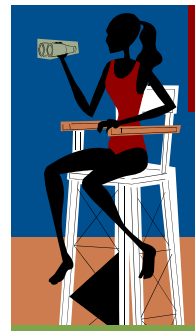
- 5 平成24年12月25日に公開された総務省「電波有効利用の促進に関する検討会一報告書一」
 - ・ 「自己確認制度の対象拡大として、携帯電話端末等に搭載された無線 LAN システムについて対象とすることを検討することが適当である。」と報告された。

- 6 平成 25 年 3 月 15 日「技術基準適合自己確認制度の対象拡大に係わる省令改正案に対する意見募集」



市場監視

- 電子情報技術産業協会として、商品の迅速な市場投入および、よりコスト負担の少ない機器開発などのメリットがあることと併せて、市場における不適合機器の監視等の課題があることを規制・制度改革に関する分科会第1WGに示させていただいた。
- 比較的市場監視の厳しいドイツにおいても市場に3割の不適合品が見受けられるとの報告もあり、技術基準適合自己確認制度対象拡大と併せて有効な手立てを講じることが必要と思われる。

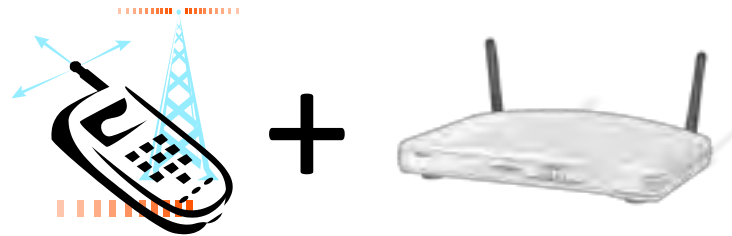


30% 不適合 @独



自己確認制度拡大対象

- 「携帯電話端末等に搭載された無線 LAN システムについて対象とすること」は妥当。



- 一足飛びに対象を全ての特定無線機器に広げるのではなく、不適合機器の監視等の具体的な手立ての有効性を確認したうえで進めていく必要があるのでは？



日本の市場監視の取り組み

総務省電波利用ホームページより

1. 不法無線局の取締りの実施

- 総合通信局では、独自に不法無線局の証拠を収集し捜査機関へ告発を行っている。
- 平成23年度には、249件の告発。

2. 製造業者及び販売業者に対する基準不適合設備に関する勧告・公表制度

- 総務大臣は、技術基準に適合しない無線設備(基準不適合設備)の製造業者や販売業者に対し、技術基準に適合するよう勧告することができ、これまで平成4年度に3社に対し勧告を行っている。
- 平成23年度は、全国で264店舗の販売店調査を実施。

3. 販売業者の免許情報告知義務

- (特定小電力無線局は告知対象外)

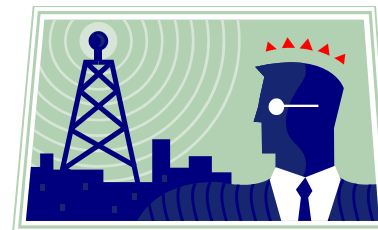
4. 無線設備試買テスト

- 総務省では、著しく微弱の範囲にあるとして販売されている無線設備を購入して、その発射する電波の強さが法に定める範囲に適合しているかどうかの測定を実施。

「総務省MRA国際ワークショップ2013プログラム」より

5. 無線設備の市場監視(平成23年度調査)

- サンプル数:
 - 平成23(2011)年度に証明された全ての設備のうち1%
- 不適合となったサンプル数:
 - 全てのサンプル(Cellar phone, W-LAN & Bluetooth, etc.)のうち6%、マークのない設備やマークが不適切な設備



6%不適合 @日本 → 5倍？

TELECによる市場調査

- **市場調査センターは、認証した工事設計に基づく特定無線設備について、必要があると認められた場合、市場から適宜購入して、技術基準への適合性及び同一性が確保されているかどうか確認するための調査を行います。**



(TELEC web siteより引用)

欧州での市場監視

1. 管轄当局による市場監視



2. NBによる市場監視

- EU型式検査証明書の発行後の適合の監視中に、NBが、装置がもはや適合しないことを発見した場合、製造事業者には適切な是正措置を講じることを要求しなければならない、そして必要であれば、証明書の一時停止や、撤回を行う。
- もし、必要な措置が、依頼人によって取られていない、又は必要な効果を持っていない場合、NBは、証明書を制限、停止又は撤回をしなければならない。

3. 税関による監視



欧州における自己適合宣言：R&TTE(2)

欧州：選択可能な適合性評価手続きとその概要

	ANNEX II	ANNEX III	ANNEX IV	ANNEX V
受信専用無線機器	○ (NBの関与不要)	×	○	○
送信可能な無線機器 (整合規格を利用する場合)	×	○ (NBの関与不要)	○	○
送信可能な無線機器 (整合規格が存在しない場合)	×	×	○	○

ANNEX IV

- TCF (Technical Construction File) 作成および保管
- NB (Notified Body) のレビュー
- CEマーキング表示(NB番号必須)

全てのR&TTE機器に適用可

ANNEX II

- 適合宣言書
- CEマーキング表示
- 文字文書の作成および保管

ただし、送信可能な無線機器以外にのみ適用可

ANNEX III

- 適合宣言書
- CEマーキング表示
- 文字文書の作成および保管
- 無線試験一式の実施
- 場合によっては、NB関与
(CEマーキングにNB番号表示)

ただし、送信可能な無線機器にのみ適用可

ANNEX V

- 当該製品に関する情報と品質システムの資料のNBへの提出
- NBによる品質システムの認可とその後の監査
- 品質システムの認可に関する情報の保管
- CEマーキング表示(NB番号必須)

全てのR&TTE機器に適用可



<CEマーク>



<機器クラス識別マーク>